

14.小江原ニュータウン地区整備計画区域

別表第2.用途の制限(第4条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
住居専用A地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅(長屋を除く。)</p> <p>(2) 兼用住宅でその他の用途が次のア又はイに該当するもの ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(3) 集会所</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 巡査派出所</p> <p>(6) その他公益上必要な建築物</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置又は軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等</p>
住居専用B地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 兼用住宅でその他の用途が次のア又はイに該当するもの ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(3) 共同住宅</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) 診療所</p> <p>(6) 巡査派出所</p> <p>(7) その他公益上必要な建築物</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置又は軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等</p>
住居地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅(長屋を除く。)</p> <p>(2) 兼用住宅でその他の用途が次のアからキまでのいずれかに該当するもの ア 事務所 イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p>

	<p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 幼稚園</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) 診療所</p> <p>(6) 巡査派出所</p> <p>(7) その他公益上必要な建築物</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置又は軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等</p>
商業地区	<p>(1) 寄宿舍又は下宿</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 倉庫（附属するものを除く。）</p>

別表第4．建蔽率の最高限度（第6条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の建蔽率の最高限度
住居専用A地区、住居専用B地区 又は住居地区	10分の5
準商業地区又は商業地区	10分の6

別表第5．敷地面積の最低限度（第7条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
住居専用A地区、住居専用B地区、住居地区、準商業地区又は商業地区	160 平方メートル